

議案第38号

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第16項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例(昭和26年条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令

和 2 年政令第 1 1 号) 第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義の見直しを行うため、本案を提出する。